

総合教育会議について

1 総合教育会議

(1) 総合教育会議の設置趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、教育の政治的中立性、継続性・安定性は確保しつつ、民意を代表する市長と教育委員会が十分な意思疎通と連携を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、教育行政のさらなる推進を図る。

(2) 総合教育会議の開催

- ア 市長が招集する。（教育委員会の求めに応じて招集する場合を含む。）
- イ 市長及び教育委員会（教育長・委員 5 名）で構成する。
- ウ 会議は原則公開する。

(3) 総合教育会議の協議・調整※事項

- ア 教育行政の「大綱」の策定
- イ 教育条件の整備など重点的に講ずべき施策
- ウ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

※協議：自由な意見交換として幅広く行われるもの。

※調整：教育委員会の権限に関する事務に関し、市長の権限に属する事務との調和を図ること。